

新旧対照表

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

(水道事業及び公共下水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。

2 下水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する下水をいう。）を排除し、又は処理することにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(公共下水道事業に対する法の適用)

第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。第3条第1項において「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第2条 水道事業及び公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。

3 公共下水道事業の排水区域面積、排水人口及び1日最大汚水量は、別表第2のとおりとする。

(組織)

第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、

旧（改正前）

箱根町水道事業の設置等に関する条例

（水道事業の設置）

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。

（経営の基本）

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表のとおりとする。

（組織）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業管理者である長（以下「長」という。）の権限に属する事務を処理させるため、環境整備部上下水道温泉課を置く。

新（改正後）

環境整備部を置く。

第4条 削除

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業又は公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第7条 水道事業又は公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が、30万円以上のもの及び法律上箱根町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第8条 管理者は、水道事業及び公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

第4条 削除

（重要な資産の取得及び処分）

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第7条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が、30万円以上のもの及び法律上箱根町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第8条 長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

新（改正後）

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか水道事業及び公共下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに、同項の書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

別表第1（第2条関係）

施設名	給水区域	計画給水人口	計画1日最大給水量
箱根町上水道	湯本、湯本茶屋、須雲川、畑宿、塔之沢、大平台、宮ノ下、底倉、小涌谷、木賀（字木賀、新田、川向を除く。）、二ノ平、芦之湯、箱根、元箱根（字旧札場、三右エ門平、禅月山、神宮山を除く。）	5,200人	9,620立方メートル

別表第2（第2条関係）

施設名	排水区域面積	排水人口	1日最大汚水量
箱根町公共下水道	1,048ヘクタール	8,079人	26,744立方メートル

旧（改正前）

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか水道事業の経営状況を明らかにするため長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに、同項の書類を提出することができなかつた場合においては、長は、できるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

別表（第 2 条関係）

施設名	給水区域	計画給水人口	計画 1 日最大給水量
箱根町上水道	湯本、湯本茶屋、須雲川、畑宿、塔之沢、大平台、宮ノ下、底倉、小涌谷、木賀（字木賀、新田、川向を除く。）、二ノ平、芦之湯、箱根、元箱根（字旧札場、三右エ門平、禅月山、神宮山を除く。）	5,200 人	9,620 立方メートル

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町部設置条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画観光部</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>福祉部</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>環境整備部</p> <p>(1) 都市計画に関すること。</p> <p>(2) 交通対策に関すること。</p> <p>(3) 道路及び水路に関すること。</p> <p>(4) 温泉事業に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物処理に関すること。</p> <p>(6) 環境美化に関すること。</p> <p>(7) ごみの資源化・再利用化計画及び推進に関すること。</p>

旧（改正前）

（事務分掌）

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

企画観光部

(1)～(15) 略

総務部

(1)～(9) 略

福祉部

(1)～(5) 略

環境整備部

(1) 都市計画に関すること。

(2) 交通対策に関すること。

(3) 道路及び水路に関すること。

(4) 上下水道に関すること。

(5) 温泉事業に関すること。

(6) 廃棄物処理に関すること。

(7) 環境美化に関すること。

(8) ごみの資源化・再利用化計画及び推進に関すること。

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町職員定数条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。	
別表（第2条関係）	
区分	定数
町長の事務部局の職員	229人
公営企業の事務部局の職員	21人
議会の事務部局の職員	4人
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人
監査委員の事務部局の職員	1人
教育委員会の事務部局の職員	22人
教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員	48人
消防職員	104人

旧（改正前）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

区分	定数
町長の事務部局の職員	<u>240</u> 人
公営企業の事務部局の職員	<u>10</u> 人
議会の事務部局の職員	4人
選挙管理委員会の事務部局の職員	2人
監査委員の事務部局の職員	1人
教育委員会の事務部局の職員	22人
教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員	48人
消防職員	104人

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（特殊勤務手当）

第 8 条 次の事務に従事する職員に対しては、特殊勤務手当を支給する。

(1)～(4) 略

(5) 塩素滅菌作業に従事する職員

(6)～(10) 略

2 前項の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第 3 のとおりとする。

別表第 3(第 8 条関係)

区分	特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲	特殊勤務手当の額
略	略	略
塩素滅菌作業に従事する職員の特務手当	し尿終末処理施設において塩素滅菌作業に従事する職員	勤務 1 箇月につき当該職員の給料月額額の 100 分の 10 に相当する金額の範囲内で町長が定める。
略	略	略

旧（改正前）

（特殊勤務手当）

第 8 条 次の事務に従事する職員に対しては、特殊勤務手当を支給する。

(1)～(4) 略

(5) 塩素滅菌作業に従事する職員

(6)～(10) 略

2 前項の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第 3 のとおりとする。

別表第 3(第 8 条関係)

区分	特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲	特殊勤務手当の額
略	略	略
塩素滅菌作業に従事する職員の特務手当	<u>下水道及びし尿終末処理施設</u> において塩素滅菌作業に従事する職員	勤務 1 箇月につき当該職員の給料月額の 100 分の 10 に相当する金額の範囲内で町長が定める。
略	略	略

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町行政手続条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 町の機関 地方自治法第 2 編第 7 章に基づいて設置される町の執行機関（町長にあっては、箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 1 条の規定により設置される水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(8)・(9) 略

2 略

旧（改正前）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 町の機関 地方自治法第 2 編第 7 章に基づいて設置される町の執行機関、箱根町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(8)・(9) 略

2 略

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町個人情報保護条例
の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 実施機関 町長(水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(6)～(8) 略</p>

旧（改正前）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 実施機関 町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(6)～(8) 略

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町情報公開条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 この条例において「<u>実施機関</u>」とは、町長（<u>水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。</u>）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p>

旧（改正前）

（定義）

第3条 略

- 2 この条例において「実施機関」とは、町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 町の機関 自治法第2編第7章に基づいて設置される町の執行機関（町長にあっては、箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年箱根町条例第15号）第1条の規定により設置される水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(3)～(11) 略

旧（改正前）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 町の機関 自治法第 2 編第 7 章に基づいて設置される町の執行機関、箱根町水道事業の設置等に関する条例(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(3)～(11) 略

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

箱根町水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 38 条第 4 項の規定に基づき、水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（給与の種類及び基準）

第 2 条 給与の種類及び基準は、箱根町職員の給与に関する条例(昭和 32 年箱根町条例第 18 号。第 8 条の規定を除く。)及び箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 36 年箱根町条例第 13 号)の規定を準用する。

（特殊勤務手当）

第 3 条 略

2 前項の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長（次条において「管理者」という。）が定める。

（委任規定）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

旧（改正前）

箱根町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 38 条第 4 項の規定に基づき、水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（給与の種類及び基準）

第 2 条 給与の種類及び基準は、箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号。第 8 条の規定を除く。）、箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 13 号）及び箱根町職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 10 号）の規定を準用する。

（特殊勤務手当）

第 3 条 略

2 前項の特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、水道事業管理者である長が定める。

（委任規定）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、水道事業管理者である長が定める。

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町公共下水道条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第5条 排水設備又はこれに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、<u>町長</u>が定めるところにより、町長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、<u>町長</u>が定めるところによりその変更について町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。</p>
<p>(排水設備の工事)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 下水道指定工事店について必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p>
<p>(除害施設管理責任者の選任)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 管理責任者に関し必要な事項は、<u>町長</u>が定める。</p>
<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第15条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、<u>町長</u>が定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(悪質下水の排除の開始の届出)</p>
<p>第16条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、当該悪質下水の量及び水質を<u>町長</u>が定めるところにより、町長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、</p>

旧（改正前）

（排水設備等の計画の確認）

第 5 条 排水設備又はこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合することについて、規則で定めるところにより、町長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更について町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更については、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備の工事）

第 6 条 略

2 下水道指定工事店について必要な事項は、規則で定める。

（除害施設管理責任者の選任）

第 11 条 略

2 管理責任者に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用開始等の届出）

第 15 条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

2 略

（悪質下水の排除の開始の届出）

第 16 条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、当該悪質下水の量及び水質を規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、

新（改正後）

その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、町長が定めるところにより町長に届け出なければならない。

3 略

（排水量の算定方法）

第 19 条の 3 使用料算出のための排水量は、次のように定める。

(1)・(2) 略

(3) 温泉水を使用した場合は、町長が定めるところにより町長が認定した使用水量

(4)・(5) 略

2 略

（使用料の減免）

第 22 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第 27 条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 29 条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして、町長が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) 略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可

旧（改正前）

その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

3 略

（排水量の算定方法）

第 19 条の 3 使用料算出のための排水量は、次のように定める。

(1)・(2) 略

(3) 温泉水を使用した場合は、規則で定めるところにより町長が認定した使用水量

(4)・(5) 略

2 略

（使用料の減免）

第 22 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第 27 条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第 29 条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして、規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。

(4) 略

(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可

新（改正後）

^{とう}撓継手の設置その他の町長が定める措置を講ずるものとする。

（排水施設の構造の基準）

第 28 条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水^{きよ}渠の断面積は、町長が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) 略

（処理施設の構造の基準）

第 29 条 第 27 条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第 2 号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずるものとする。

（終末処理場の維持管理に関する基準）

第 31 条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう町長が定める措置を講ずるものとする。

（助成措置）

第 35 条 町は、排水設備の新設等を行う者に対し、予算の範囲内において町長が定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

2 略

旧（改正前）

^{とう}撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

（排水施設の構造の基準）

第 28 条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(2)～(5) 略

（処理施設の構造の基準）

第 29 条 第 27 条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第 2 号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

（終末処理場の維持管理に関する基準）

第 31 条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

（助成措置）

第 35 条 町は、排水設備の新設等を行う者に対し、予算の範囲内において規則で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

2 略

新（改正後）

（委任）

第36条 この条例の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

旧（改正前）

（委任）

第36条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

箱根町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に係る箱根町水道事業給水条例
の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(給水区域)</p> <p>第 2 条 箱根町水道事業の給水区域は、<u>箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例</u>(昭和 43 年箱根町条例第 15 号)第 2 条第 2 項に定める区域とする。</p>

旧（改正前）

（給水区域）

第 2 条 箱根町水道事業の給水区域は、箱根町水道事業の設置等に関する条例
（昭和 43 年箱根町条例第 15 号）第 2 条第 2 項に定める区域とする。

